

議案第30号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月25日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

民法の一部改正及び国土交通省が定める公営住宅管理標準条例の改正に伴い、保証限度額の設定及び収入申告義務の緩和等について改正を行うため。

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪により害を被ったために収入が減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難になったと認められる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等（犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。）が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難になったと認められる者

(6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条各号に掲げる事業で規則に定める事業による援助を受けている者

第14条第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、その履行をする責任を負うものとする。

第15条第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、入居者（公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定により収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入（次項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第29条及び第32条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算定した額とすることができる。

5 次条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する方法により把握した入

居者の収入について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を」とあるのは「前条第4項に規定する方法により把握した入居者の収入を」と、同条第3項中「入居者は」とあるのは「前条第5項において準用する前項の通知を受けた入居者は」と、「前項の認定」とあるのは「当該通知に係る収入」と、「当該認定を更正し、更正後の額を」とあるのは「当該収入を更正し、」と読み替えるものとする。

第19条第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同条第3項中「第5号」を「第5号及び第6号」に改める。

第20条第1項中「第4号」を「第4号及び第5号」に改める。

第21条第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 退去時における畳の表替え及びふすまの張り替えに要する費用（通常の使用による損耗しか生じていない場合も含む。）

第29条第1項中「認定した」を「認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した」に改める。

第31条第1項中「収入超過者」の次に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 収入超過者（第29条第1項の認定に係る収入を第15条第4項に規定する方法により把握した者に限る。）が市営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算定した額とする。

第32条第1項中「認定した」を「認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した」に改める。

第34条第1項中「第15条第1項及び第31条第1項」を「第15条第1項及び第4項並びに第31条第1項及び第2項」に改める。

第36条第1項中「第15条第1項、第31条第1項若しくは」を「第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第2項又は」に、「第31条第2項

」を「第31条第3項」に改める。

第39条中「第15条第1項」を「第15条第1項若しくは第4項」に、「第31条第1項」を「第31条第1項若しくは第2項」に、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第40条中「第15条第1項」を「第15条第1項若しくは第4項」に、「第31条第1項」を「第31条第1項若しくは第2項」に、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第41条第3項中「年5パーセント」を「法定利率」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入居者として承認を受けた者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第41条第3項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。